

第五項 定期米給確立ハ

現在男五銭 女三銭トシテ認メラレタシ  
第六項 娯楽ノ自由ハ  
認メル

第七項 風呂場ノ設置ハ

成ル可ク早ク設置スル  
第八項 退職手當法實施ハ

近々五十人ヲ超過スルニ定テ有ルカラ法律ノ適  
用ヲ受ケルモノト思ス

第九項 最低賃銀制ノ確立ハ

現在、六〇銭リ女工四五銭テアルカ社會情勢ノ  
変化ニ應ジ増減致シタイ  
物價カ下レハ賃下ケスルト言フ意味ナス  
物價カ下レハ賃下ケスルト言フ意味ナス

以上、回答ニ依リ

従業員代表盛岡富雄ヨリ

第一項ハ 承知致シマス

第二項ハ 次分ニハ到着承認出来ヌ

第三項ハ 後取手當ハ會社トシテ酒肴料トシテ出シタ定  
テ後取料ヲハナシ

電車又ハ自動車等ヲ通勤スルノヲ交通止其ノ  
他相當費用カイン 是非共一ヶ月分支給サレ  
タシ

第四項 臨時手當ノ本給繰入ハ即時願ヒタイ

第五項 五銭又三銭ノ値上げヲハ何ニモナラヌ 拾五  
トセラレタイ

第六項ハ 承認シマス

第七項 風呂場ハ衛生的ニ之速カニ設置シテ貰ヒマス (4)